

競技注意事項

1. 競技規則について

本大会は、2016年度日本陸上競技連盟競技規則並びに本大会規定によって行う。

2. 競技者の招集について

- (1) 競技者招集場所は雨天練習場に設置する。
- (2) 招集時刻は、その競技開始時刻を基準とし、下記のように定める。

種目	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック競技	競技開始 30 分前	競技開始 20 分前
フィールド競技	競技開始 40 分前	競技開始 30 分前
(棒 高 跳)	競技開始 90 分前	競技開始 80 分前

(3) 招集の手順

- ①競技者は招集開始時刻までに招集所に集合し点呼を受ける。その際、ナンバーカード・スパイクピンの長さ(走高跳は12mm以下、その他は9mm以下)・衣類および競技場内への持ち込み物品等の点検を受けた後、係員の誘導に従って入場する。
- ②2種目に出場し、競技時間や招集時間がかさなっている場合は、あらかじめ本人が文書(競技者係備え付け)を添えて申し出ること。(競技者係は、その旨を流しプロに記載し連携を図る)
- ③招集完了時刻に遅れた者は、当該種目を棄権したものととして処理する。
- ④四種競技出場者の招集については以下の要領で行う。
 - *トラック種目：(3)の①に従って、競技者係による通常の点呼を受ける。
 - *フィールド種目：招集開始時刻に競技者招集場に集合し、混成競技係による点呼を受ける。
- ⑤競技への出場をやむを得ず棄権する時は、招集開始時刻までに当該選手の監督がその旨を競技者係に申し出ること。四種競技出場者が途中で棄権する場合は、混成競技審判長に申し出ること。(競技注意事項200条10)
- ⑥審判長がやむを得ないと判断した場合に限り、フィールド競技について競技順を変更して出場することができるとする。(競技規則第142条3)

3. 競技運営について

- (1) トラック競技の走路順、フィールド競技の試技順は、プログラム記載の番号で示す。
- (2) トラック競技の計時は、写真判定(1/100秒)とし、同記録の場合は、より細かく優劣を判定して順位を決定する。(1/1000秒で確認する)
- (3) トラック競技のスタートにおいて競技者は、最終の用意の姿勢をとった後、信号器の発射音を聞くまでスタート動作を開始してはならない。もし、競技者が少しでも早く動作を開始したとスターターあるいはリコーラーが判断したときは不正スタートとなる。(競技規則第162条6)
- (4) スタートについては、「イングリッシュコマンドとし、1回目に不正スタートした者を失格」とする。
尚、混成競技においては、各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする。(競技規則第162条7)
- (5) 短距離走では、競技者安全のため、フィニッシュライン到着後も自分に割り当てられた走路を走ること。
- (6) 競技者に対する助力については、競技規則第144条を適用するので十分に気をつけること。

- (7) 競技場での競技前の跳躍・投てき練習は、競技役員の手示によって行うこと。
- (8) フィールド競技のマーカ―（主催者が準備したもの、または承認したもの）は、2個まで使うことができる。このようなマーカ―が準備されない場合は、粘着テープを使用してもよい。（競技規則第180条3）

4. ナンバーカードについて

- (1) 競技者は、競技中、胸と背にはっきり見えるように2枚のナンバーカードをつけなければならない。跳躍競技の競技者は、背または胸につけるだけでもよい。ナンバーカードは、プログラムに記載のものと同じナンバーでなければならない。（競技規則第143条7）
- (2) トラック競技出場者は、腰ナンバーカードをランニングパンツ右側上部やや後方につける。（腰ナンバーカードは招集時に受け取り、競技終了後フィニッシュ地点で返却する）

5. 走高跳・棒高跳におけるバーの上げ方について

種目	性別	練習	競 技			
棒高跳	男子	2m60	2m70 ~ 2m90	20 cm ずつ	3m00 以上	10 cm ずつ
四種競技 (走高跳)	男子	1m40・1m55	1m45 ~ 1m65	5 cm ずつ	1m68 以上	3 cm ずつ
	女子	1m15・1m30	1m20 ~ 1m40	5 cm ずつ	1m43 以上	3 cm ずつ

※四種競技走高跳の練習の高さは、希望により男子は1m40・1m55、女子は1m15・1m30に分けて行う。

6. 用器具について

競技に使用する用器具は、棒高跳用のポール以外はすべて主催者が用意したものを使用しなければならない。また、練習用としても個人の用器具を競技場内に持ち込んではいない。

7. 競技場使用について

- (1) ウォームアップ場は、補助競技場を原則とする。（駐車場・芝生広場での練習は一切禁止する）
- (2) 本競技場での練習は、許可された時間帯以外は認めない。
- (3) 選手・役員・補助員以外は競技場内に立ち入ることはできない。（応援はすべてスタンドで行うこと）
- (4) 本部前の通行は一切禁止する。（スタンド下通路・場外・バックスタンドのいずれかを利用すること）
- (5) 貴重品の管理は各自で責任を持って行い、ゴミは各校で持って持ち帰ること。（競技場内にゴミ箱は設置していない）
- (6) 競技中に発生した傷害・疾病については、応急処置は主催者で行う。それ以降の処置については、各校の責任において、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めを適用すること。